

子発0331第18号  
令和5年3月31日

各 都道府県知事  
政令市長  
特別区長 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

### 成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について

母子保健については、「健やか親子21」（第1次：平成13（2001）年度～平成26（2014）年度、第2次：平成27（2015）年度～）において、関係者、関係機関・団体が一体となった国民運動を推進してきたところです。「健やか親子21（第2次）」の開始に当たっては、「「健やか親子21（第2次）」について 検討会報告書」の送付、及びこれを踏まえた取組の推進について（平成26（2014）年5月13日付け雇児発0513第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成26年5月13日付け通知」という。）により、「「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会」の報告書において設定された課題や、指標、目標、都道府県及び市町村の役割（母子保健計画の策定等）等についてお示しするとともに、「母子保健計画について」（平成26（2014）年6月17日付け雇児0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成26年6月17日付け通知」という。）により、「母子保健計画策定指針」をお示ししているところです。

こうした中、今般改定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」<sup>1</sup>（以下「成育医療等基本方針」という。）では、母子保健を含む成育医療等の提供に関する施策に係る指標について、「国は、国及び地方公共団体が自らの施策の実施状況等を評価することに資するように、指標を作成することとされたところです。

他方、母子保健計画については、他の計画と一体的に策定している地方公共団体も多い状況となっている中<sup>2</sup>、今般の成育医療等基本方針において、「地方公共団体

<sup>1</sup> 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30（2018）年法律第104号）第11条に基づき、政府が定める方針。令和3（2021）年2月9日に閣議決定され、令和5（2023）年3月22日に全部変更の閣議決定がなされた。

<sup>2</sup> 「令和3年度母子保健事業の実施状況等について」別紙1「令和3年度母子保健事業の実施状況」（令和5（2023）年1月10日公表）

は、（略）例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる。その上で、国は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクルに基づく地方公共団体の取組を推進するため、適切な支援を行うこととされたところです。

これらを踏まえ、今般、平成26年5月13日付け通知及び平成26年6月17日付け通知を廃止し、別紙1のとおり「成育医療等基本方針に基づく評価指標」を策定するとともに、母子保健を含む成育医療等に関する計画の策定に資するよう、別紙2のとおり「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」を作成しましたので、その内容について御了知の上、成育医療等の提供に関する施策の策定・実施・評価について、積極的に取り組んでいただきますよう、お願ひいたします。

なお、「成育医療等基本方針に基づく評価指標」では、国レベルの指標について、現状値と中間評価（令和7（2025）年度目途）に係る目標値をお示ししており、最終評価（令和10（2028）年度目途）に係る目標値については、中間評価の結果等を踏まえ、改めてお示しする予定です。

また、先般成立した令和5（2023）年度予算では、成育医療等に関する計画の策定等に関する協議会の設置・開催を行う都道府県に対する補助事業を計上しており、あわせて、「健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト」（<https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/>）に評価指標等の地方公共団体別データを掲載する予定です。各都道府県におかれでは、当該事業及びデータを活用いただくとともに、貴管内市町村（政令市を除く。）に対し、本通知（別紙1及び別紙2を含む。以下同じ。）の内容について周知いただきますようお願ひいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22（1947）年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、また、「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（令和4（2022）年6月7日閣議決定）における方針<sup>3</sup>を踏まえ、成育医療等に関する計画についても、必ずしも新たな計画として策定することを求めるものではなく、策定済みの母子保健計画等の見直しによるなど、地域の実情に応じて策定いただくことが可能であることを申し添えます

---

<sup>3</sup> 「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」